資料１－１

常願寺川・神通川・庄川及び小矢部川流域治水プロジェクト協議会

設立趣旨

令和元年東日本台風では、多くの河川において、甚大な被害が発生しました。近年頻発している激甚な水害や気候変動による今後の降雨量の増大と水害の激甚化・頻発化に備えるためには、これまでの河川・下水道管理者等による治水だけでなく、集水域から氾濫域にわたる流域全体における国・県・市町村・企業・住民等あらゆる関係者により流域全体で行う治水「流域治水」へ転換し、流域全体で水害を軽減させる治水対策を計画的に推進する必要があります。

このため、常願寺川・神通川・庄川及び小矢部川の国、県及び市町村等の流域関係者において、国及び県管理区間の河川整備、流域対策、ソフト対策も含め流域全体で早急に実施すべき対策「流域治水プロジェクト」を策定し、その取組を推進することを目的に協議会を設立します。